

3高治林第62号
令和3年4月13日

自然共生課長 様

治山林道課長

阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書について（回答）

令和3年4月9日付け3高自共第46号で照会のありましたこのことにつきましては、別紙のとおりです。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 治山林道課

担当者名 鍵山 毅

連絡先(TEL) 4581

高知県自然共生課 越智 あて FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準		意見等対象箇所		意見等
号	要件記号	資料ページ	原文等(対象となる地区名、名称、施設等)	
3号	ウ	4-95	<p>森林法第25条の規定により指定された保安林(同条第1項第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る)の区域</p> <p>事業実施区域及びその周辺における「森林法」(昭和26年、法律第249号)第25条の規定により指定された保安林の位置は、図4.2.15に示すとおりである。ルート帯が通過する位置にある保安林は、そのほとんどが「土砂流出防備・土砂崩壊防備保安林」であるが、同条第1項第10号に掲げる目的のために指定された「保健保安林」が、安芸市伊尾木、安田町唐浜、北川村野友にある。</p>	<p>ルート帯(案)端部から1kmの範囲に、森林法第25条第1項第10号に掲げる目的を達成するため指定された保健保安林が安芸市、安田町、北川村にある。安芸市の保健保安林は東山森林公園、安田町の保健保安林は神峯寺・神峯神社周辺の森林、北川村の保健保安林はモネの庭に隣接する森林であり、展望所からの眺望など、景観の維持に配慮する必要がある。</p> <p>なお、保健保安林に限らず保安林内で工事を行う場合には、保安林の解除が必要となるので、事前に安芸林業事務所等に相談すること。</p> <p>※平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)」により、私有林について、法第25条第1項第4号から第11号までに掲げる目的を達成するために指定する場合は、森林法第25条の規定ではなく、同法第25条の2第2項の規定により、自治事務として、知事が事務を執行することとされているので、根拠となる条項の記載に留意されたい。</p>



3高自共第72号
令和3年4月21日

自然共生課長 様

自然共生課長



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書について（回答）

令和3年4月9日付け3高自共第46号で照会のありましたこのことにつきましては、
別紙のとおりです。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 自然共生課

担当者名 川島・谷・岡田

連絡先(TEL) 088-821-4842

高知県自然共生課 越智 あて FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準 号		意見等対象箇所		意見等
		要件記号	原文等(対象となる地区名、名称、施設等)	
2号	ウ	P4-27～4-51		ルート帯(案)及びルート帯(案)端部から1kmの範囲には、希少野生動植物が生息又は生育していることから、計画及び実施に関しては、野生動植物の保全について、十分な配慮をお願いします。 ルート帯通過位置には、手結住吉県立自然公園の普通地域及び魚梁瀬県立自然公園の普通地域があります。当該地域にて、高知県立自然公園条例第22条第1項に係る行為を行う場合、届出が必要です。
	ア、イ	P4-71～72		

3 高衛研第 41 号
令和 3 年 4 月 30 日

自然共生課長 様

衛生環境研究所長
(公 印 省 略)

阿南安芸自動車道 (奈半利 ~ 安芸) (第二種事業) に係る届出書について (回答)

令和 3 年 4 月 9 日付け 3 高自共第 46 号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 衛生環境研究所 環境科学課 担当者名 池澤 連絡先(TEL) 088-821-4698

高知県自然共生課 越智 様 FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準 号	要件記号	意見等対象箇所		意見等
		資料ページ	原文等(対象となる地区名、名称、施設等)	
4号	ア	4-4頁	1.1.2 (1)二酸化硫黄	<p><1行目>「その周辺における」を「その周辺における」に修正(*4-5~4-7頁の(2)~(6)も同様)</p> <p>令和元年度のデータが環境対策課ホームページに公表されているため、ご留意ください。 (*その他二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類調査結果(大気)及び公共用水域におけるダイオキシン類測定結果(水質)も同様)</p>
		4-5頁	表4.1.3 二酸化硫黄の測定結果	
		4-6頁	表4.1.4 注)2.	<p>「相当するもの(1日平均値の年間98%値)する平均値が」を「相当するもの(1日平均値の年間98%値)が」に修正</p>
		4-6頁	表4.1.6 注)2.	<p>「日平均値の2%除外値」を「日平均値の年間2%除外値」に修正 「日平均値が0.1mg/m³を超えた日」を「日平均値が0.10mg/m³を超えた日」に修正</p>
		4-6頁	表4.1.6 注)3.	<p>「日平均値が0.1mg/m³以下であること」を「日平均値が0.10mg/m³以下であること」に修正</p>
		4-8頁	1.1.5 その他の大気に係る環境の状況	<p>令和元年度から安芸局(安芸市西浜95-1)において測定している有害大気汚染物質のデータが、環境対策課ホームページに公表されているため、ご留意ください。</p>
		4-15頁	表4.1.14 公共用水域におけるダイオキシン類測定結果(水質)	<p>「水質(pg-TEQ/l)」を「水質(pg-TEQ/l)」に修正 出典:「平成30年ダイオキシン類」を「平成30年度ダイオキシン類」に修正</p>
		4-16頁	1.2.3 水底の底質の状況	<p><2行目>「平成28年度の調査結果」を「平成30年度の調査結果」に修正。 <表4.1.15> ・表4.1.14の項目のように、「測定値」ではなく、「底質(pg-TEQ/l)」、「m/n=0/1」、「平均値=0.082」。 「最大値=0.082」を挿入した表とし、注)も修正する。 ・環境基準「1pg-TEQ/l以下」を「150pg-TEQ/g以下」に修正 ・出典:「平成30年ダイオキシン類」を「平成30年度ダイオキシン類」に修正</p>
4-17頁	表4.1.16中の項目	<p>「下段:測定日」を「採取年月日」に修正</p>		
4-18頁	表4.1.17 題目	<p>「公共用水域における」を削除</p>		



3 高 薬 衛 132 号
令和 3 年 4 月 16 日

自然共生課長 様

薬務衛生課長



「阿南安芸自動車道（奈半利から安芸）（第二種事業）に係る届出書について（照会）」に対する（回答）

令和 3 年 4 月 9 日付け 3 高自共第 46 号で照会のあったことについて、別紙意見書にて回答します。

〈問合せ先〉

薬務衛生課 担当：久保井、岩下

電 話 ： 0 8 8 - 8 2 3 - 9 5 7 7

FAX ： 0 8 8 - 8 2 3 - 9 2 6 4

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 薬務衛生課 担当者名 久保井 祐太 連絡先(TEL) 088-823-9577

高知県自然共生課 越智 様 FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準		意見等対象箇所		意見等
号	要件記号	資料ページ	原文等(対象となる地区名、名称、施設等)	
2号	イ	1/4 3/4	上水道、簡易水道	<p>水道法第2条において「水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講ずる。」とあり、工事の影響により必要な施策が損なわれないよう措置は必要と考えます。なお、各市町の水道事業者へ意見照会が必要となります。</p> <p style="text-align: center;">工事着手前に 連絡</p>



3 高鳥獣第 46 号
令和 3 年 4 月 27 日

自然共生課長 様

鳥獣対策課長



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書について（回答）

このことについて、別添のとおり回答します。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 鳥獣対策課

担当者名 國松 暢子

連絡先(TEL) 088-823-9039

高知県自然共生課 越智 あて FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準		意見等対象箇所	意見等
号	要件記号		
	資料ページ	原文等(対象となる地区名、名称、施設等)	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に基づき指定されている、野友鳥獣保護区(北川村)・内原野鳥獣保護区(安芸市)について、直接の影響は極めて低いと考えられるので、特に意見はありません。



3 高都計第 47 号
令和 3 年 4 月 26 日

自然共生課長 様

都市計画課長



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書について（回答）

令和 3 年 4 月 9 日付け 3 高自共第 46 号で照会のありましたうえのことについて、意見はありません。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 土木部都市計画課 担当者名 横山昌司 連絡先(TEL) 832-9846(内2884)

高知県自然共生課 越智 あて FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準 号	要件記号	資料ページ	意見等対象箇所		意見等
			原文等(対象となる地区名、名称、施設等)		
2号	イ	P4-97	(29)景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画(「景観計画」) (30)都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域		意見なし
3号	エ	P4-73	(7)都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区		意見なし
3号	ク	P4-77	(13)都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域		意見なし

3高文財第111号
令和3年4月30日

自然共生課長 様

教育委員会事務局文化財課長
(公印省略)

阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)(第二種事業)に係る環境影響評価届出書に
対する意見について(回答)

令和3年4月9日付け3高自共第46号により意見照会のありましたことについては、別紙のと
おり回答します。

「阿南安芸自動車道(奈半利～安芸)に係る環境影響評価届出書」に対する意見等

課室名 文化財課

担当者名 堅田智昭

連絡先(TEL) 088-821-4761

高知県自然共生課 越智 あて FAX 0888-821-4554 E-mail: atsushi_ochi@ken4.pref.kochi.lg.jp

第二種事業判定の基準 号	要件記号	資料ページ	意見等対象箇所		意見等
			原文等(対象となる地区名、名称、施設等)		
					特になし



3 高道路第 55 号
令和 3 年 4 月 14 日

自然共生課長 様

道路課長



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書について（回答）

令和 3 年 4 月 9 日付け 3 高自共第 46 号で照会のありましたうえのことについては、意見はありません。



3 高環対第 65 号
令和 3 年 4 月 13 日

自然共生課長 様

環境対策課長



阿南安芸自動車道（奈半利～安芸）（第二種事業）に係る届出書
に対する意見について（回答）

令和 3 年 4 月 9 日付け 3 高自共第 46 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

意見なし

高知県林業振興・環境部 環境対策課
環境・再生利用担当チーフ 甲藤 広一
〒780-8570 高知市丸の内 1 丁目 7 番 52 号
TEL 088-821-4524
FAX 088-821-4520
e-mail:kouichi_kattou@ken2.pref.kochi.lg.jp
030801@ken.pref.kochi.lg.jp